

令和 8 年 2 月 12 日
教育振興部学務課

就学援助制度における認定基準および入学準備費単価の引き上げについて

1 概要

区では、経済的に困窮していると認められる児童・生徒の保護者に対し、学用品費等の費用（学校でかかる費用）の一部を援助する「就学援助制度」を実施している。

近年の物価高騰により生活に困窮している世帯を支援するため、生活保護基準額に乗ずる係数を 1.2 から 1.4 へ引き上げを行う。

併せて、小・中学校における入学準備費単価についても、生活保護における入学準備費との整合を図るため、生活保護費の基準に合わせる。

2 変更内容等

	適用日	改定前	改定後
認定基準係数	R8. 4. 1	係数 1.2	係数 1.4
入学準備費単価	R8. 2. 13	小学校 54,060 円 中学校 63,000 円	小学校 91,600 円 中学校 101,000 円

※入学準備費の新単価については、3 月の事前支給から適用とする。

なお、事前支給については現行の基準で審査を行うが、不認定となった場合は令和 8 年度に新基準で審査を行い、認定となれば 8 月に支給する。

【係数変更に伴う基準額の変化】

世帯人数	世帯構成	令和 7 年度基準額	令和 8 年度基準額
2 人	母（39 歳）・子（9 歳）	約 270 万円	約 300 万円
3 人	父（39 歳）・母（39 歳） 子（9 歳）	約 320 万円	約 360 万円
4 人	父（39 歳）・母（39 歳） 子（9 歳）・子（5 歳）	約 360 万円	約 400 万円

※基準額については令和 7 年度の生活保護基準をもとに算出

3 就学援助制度における認定基準引き上げに伴う支給予定者数

約 5,500 名（令和 7 年度と比べ約 700 名増）

4 今後の主な予定

令和 8 年 2 月 新小学 1 年生保護者宛て認定通知送付

3 月 入学準備費支給（新単価）

4 月 保護者宛て令和 8 年度用申請書および周知文を配布